

教育再生実行会議第3分科会（第4回）議事要旨

日 時：平成27年2月4日（水）16：00～17：30

場 所：中央合同庁舎第7号館3F1特別会議室

出席者：下村文部科学大臣兼教育再生担当大臣、丹羽文部科学副大臣、赤池文部科学大臣
政務官、有識者8名ほか

○ 下村文部科学大臣兼教育再生担当大臣より以下の挨拶があった。

（下村文部科学大臣兼教育再生担当大臣）

○ 前回会議では、蒲島委員から熊本県の教育政策と教育投資についての御意見をいただき、国立教育政策研究所からは、教育投資の効果についてヒアリングを行った。本日は一橋大学の佐藤教授及び土居委員から教育財源の考え方について、税制の観点からの意見発表をしていただく。

昨年12月に発表されたOECDのレポートでは、「所得格差が拡大すると経済成長は低下する。その理由の1つは、貧困層ほど教育への投資が落ちることにある」と指摘され、この問題は先週の衆議院予算委員会でも取り上げられた。教育についての関心は物すごく高い。教育における公財政支出をしっかりとすることは、どこの政党も国会の中で今まで以上に主張してくるということで、大変な追い風になりつつあるという感じを持っている。

先日、トマ・ピケティさんが来日をされ、教育投資が必要だとおっしゃった。この追い風をフォローにしながら、しかし財源は必要で、どう持ってくるのかについては、政府全体の中でドラスティックな予算の組みかえ、予算カットも思い切って文科省も含めて各省庁に求めなければいけない部分があると思う。その上で新たな財源として国民に負担を伴う部分があるわけだが、教育再生実行会議の提言が政府全体の提言になるような力技をしていかなければならない。これまでも教育再生実行会議はほぼ全てを実現してきたので、この財源問題については、相当いろいろな力技が必要な部分があるが、世間がフォローの風をどんどん吹かしていただいております、国会でも毎日のように出てくる。これをうまく捉えて、大きなパワーになっていくようにしていきたいと思う。

○ 佐藤一橋大学教授及び土居委員から、以下のように意見発表があった。

（佐藤教授）

○ 財政学の観点から、教育と財源の関係についての一般的な話をさせていただく。教育財源と一言で言うときには、総額の問題とミクロ、内訳の問題がある。その中でも新たな財源に焦点を当てていきたい。具体的には税金、増税の可能性となってくると思う。どういふ財源が必要になってくるのか、求められるかは、教育をどのように位置づけるかにも

かかってくる。社会保障と税の一体改革においても、消費税と社会保障という世代間の連携、連帯という観点から位置づけていたのに対応するものと御理解いただきたい。

学校教育はどのような位置づけがあるのか、例えば1つは経済成長の観点から、格差が人々から教育の機会を奪うとするならば、経済成長へのマイナス要因にもなるし、逆に教育を充実させていけば、経済成長にもつながっていくことになる。

もう一つは公共政策、公共サービスの提供として教育を位置づけることになる。

今日の話の主なところは、社会政策、格差是正に中心を置きたいと思う。具体的には、貧困の連鎖をどう解消していくのか。事前的再分配と書いているが、貧困をどう防止していくのかの視点から教育機会の均等化を図っていく、そのための財源として税を位置づけていきたいと思う。仮に経済成長を促進することで教育を位置づけるのであれば、財源は基本的に成長を損なっては元も子もないので、経済成長を損なわない形で税、具体的には消費税や所得税であれば課税ベースを拡大した上で薄く広く課税するスタンスが望ましい。再分配については、政府税制調査会においても、税制自体においても再分配機能を適切に発揮していく必要があるということは、長らく問題意識として持たれている。

もう一つは、経済社会の構造変化を踏まえて、これからは夫婦を形成し、子供を産み育てようとする若い世帯を重視した再分配が求められるという議論が取りまとめられている。税制改革の今の方向性としては、税の中における再分配機能の強化を行うためには、所得税と相続税の見直しが必要であるということ。それから、子育て世帯を重視した政策的な配慮が求められている。ただ、再分配の問題は課税だけで完結するわけではなく、子育て世帯を重視ということであれば、給付という観点も大事になってくるわけである。課税と給付は一体化して初めて再分配は完結するわけであり、教育はその中でも広い意味で給付に当たる。現物給付に当たると思う。

1つの考え方としては、教育と税の一体改革というものであり、対象は教育全般である。幼児教育を含めてだが、その機能、位置づけは、世代を超えた貧困の連鎖の解消、貧困の防止になってくる。ピケティなどが問題視していたのは、所得階層の固定化であり、再分配にとどまらず、経済を活性化していく観点からも、所得階層の流動化は大事と思う。

財源としてどういうものが必要かということ、再分配にかなう財源になるので、具体的には所得税、特に累進的な所得税が求められると思うし、相続税なども具体的な財源になり得ると思う。集めた財源は、1つは教育サービスの充実。現物給付を狭く捉えれば教育サービス自体。広めに捉えるならば、幼児教育の無償化や授業料の軽減の財源に充てていく。こういう一体改革のスキームがあり得るのではないかと思う。

ただ、今の所得税をそのまま教育の財源に充てることになると、厳しい面があるのは、所得税自体が課税ベースが狭いという問題があるので、一方では教育の提供体制の見直し、新しいスキームの創設もあるが、他方では所得税及び相続税の課税のあり方を見直しも求められると思う。具体的には、公的年金等控除も含めて様々な控除があるので、こういったものを見直していくことで課税ベースを広くして、教育の財源を賄うという議論が必要

になってくると思う。

相続税と贈与税との関係について、政府が行っている政策は相続税の強化と贈与税の非課税枠の拡大である。贈与税の非課税枠の拡大は、家族の中での資金の移転、資産の移転になると思うが、他方では相続税を強化することで、この財源を教育に回すことができれば、家族の枠を超えた所得階層の流動化、再分配になる。

地方財政で言えば、固定資産税の見直しも必要。これは頭出しだけする。

財源を構成するのは税だけではない。自助努力の促進を支援する仕組みもなければならない。例えば子供の教育のために非課税の貯蓄口座、子供版NISAだが、そういったものを拡充していくこともあっていいし、再チャレンジを支援する点でいけば授業料を所得税から控除するなどの形で自助努力の促進をさせる税制もあり得ると思う。

もう一つは100%民間資金を使うということで、PFIやPPPの活用で収益事業と公共施設を両立させるスキームも考えていく必要があると思う。

ボランティアが本当は大事であり、地域では高齢者がこれから増えてくるので、高齢者の方々を教育の現場にどうやって活用していくかという視点もあっていいと思う。

ただ、課税ベースを広げるとか、所得税を強化することは、平たく言えば増税することであり、増税するからには納税者からの理解が必要である。増税した結果がどのような効果をもたらしているのかを定量化することと、情報開示をしていくことが求められると思う。文科省は今ある政策を見直して、めりはりのある予算配分をして、それでもなお足りない財源を求めるスタンスが必要と思う。これからの改革は基本的にはビルド・アンド・スクラップ。その上で足りない財源があれば、納税者に負担として求めていくというルール、順番になってくると思う。政策評価を徹底した上で、新たな財源を求めるというスタンスにしていかないと、国民からの理解は難しいと思う。

社会全体、一般論としては教育に対する理解は深いと思う。日本人は教育に熱心な国民性を持っている。ただ、教育という一般的な概念から、どういう形で教育が提供されていくのかという具体論になっていくと、異論、反論も出てくるので、このやり方だから効果があるということを見せていくことをしないと、教育に対する共感は得られないと思う。

(土居委員)

○ 「教育財源確保と所得税」について話をする。消費税も教育財源として今後生かす価値のある財源と思うが、今しばらくは税率引き上げを延期することになった。さはさりながら、我が国の税制で所得税にまつわる問題がまだ残っている。改めるべきところは改めるということで、所得税に着目することは、重要なポイントになると思う。税制を政治過程で進める上には、税制の論理に財源確保の必要性をいかに乗せていくかが重要とおっており、所得税の改革の流れと教育財源の確保をどうマッチさせていくかを、ここで御紹介させていただきたい。

ただ、若い人から取る所得税を形を変えて教育に手当するならば、同じ世代で誰かが税

負担が増え、誰かが負担軽減になるだけの話になってしまう。我が国は世代間の負担の格差は顕在化しており、高齢世代の方々にも御理解をいただきながら、教育の充実のための財源を確保することは、長い目で見たときに説得を今から始めていくことは重要なことだと思う。

今の我が国の所得税制において何が問題かをクローズアップしたい。一番大きな問題は控除が手厚過ぎる。特に所得控除と言われるタイプの控除が手厚過ぎ、累進税率は設けられてはいるものの、課税される所得が少なくなっているために、所得再分配機能が弱っているところが、我が国の所得税制の典型的な問題である。格差是正のためには累進課税をもっと強化しようという声もあるが、所得控除が手厚いために、累進課税を強化する前に所得控除を見直すことで、高所得者からより多く税負担をいただく可能性が余地として残されている。累進税率を上げることはいろいろな副作用があるので、累進税率を上げる前に所得控除を見直すことから始めるほうが相当副作用は小さいと思う。

所得税として課税対象となり得る収入を納税者は250兆円稼いでいる。それに対して、給与所得控除と公的年金等控除が設けられていて課税対象から外れる。それに加えて、基礎控除、配偶者控除、扶養控除等々、所得控除が設けられていて、250兆円の収入に対して課税対象所得となるのは110兆円しかない。

控除の仕方は所得税制では、税額控除という方法がもう一つある。ところが、我が国の税額控除は0.7兆円という所得控除の額に比べればけた違いに小さい額しか設けられていない。

累進税率も他の先進国に比べると限界税率がやや低く、60%の納税者は限界税率が5%で、多くの方が低い税率で課税されている。

扶養控除は、児童手当の財源の捻出もあって、15歳以下は控除がなくなり、16歳から18歳までは所得控除の額が小さくなる改革が行われたが、引き続き16歳以上の扶養控除は残っている。

所得控除の問題点は、限界税率の高さに比例して、所得控除によってどれだけ税負担が軽減されるかが決まるといふ仕組みにあり、税負担軽減効果は高所得者ほど大きい。OECDからも我が国の所得税制が所得格差是正に果たす機能は小さいという指摘もなされており、これらを改めていくことが考えられる。所得格差是正効果を考慮した控除の仕方と考えると、税額控除がある。税額控除が設けられることによって皆同じ金額だけ税負担額が小さくなるので、より所得格差是正効果が働く。しかし、我が国では税額控除は多用されていない実態がある。先進国を見ると、近年、税額控除化を進めており、勤労税額控除や、児童税額控除など、世帯の類型に応じた税額控除が設けられている。ただ、税額控除も限界があり、所得税の課税最低限以下の世帯に対しては、全く効果がない。より累進課税で格差是正をすることで、理想的には所得格差是正になるが、現実には、年収2億円あたりを境にして、税負担率がむしろ下がる現象もあり、所得税の累進税率で累進課税が必ずしも実現できているわけではない。また、課税最低限以下で控除の使い残しがあるので、その分

だけ低所得者に対する再分配効果は小さいことになる。ある程度緩やかな累進税率にしておきつつ、税額控除に変えて、所得格差是正効果を発揮させつつ、所得控除でより高所得者から税がとれていない部分を低所得者に対する給付に回すことが考えられるのではないか。

所得税制を通じた給付は、税務署に給付の事務をさせることができるのかという疑義もあるが、窓口が税務署でなくても、低所得世帯に対して教育を通じた給付をすれば、課税最低限以下の世帯に対して、より格差を是正する効果が発揮できると思う。

1つ説得のきっかけになると思われるのは、恩恵を受けている年齢層の方の控除を、そのまま給付にしてはどうか。例えば16歳から18歳に対する扶養控除を縮減、廃止することによって得た財源を、控除の対象者の中でより低所得世帯の高校生の授業料の減免ないしは奨学給付の拡充という形で給付すれば、事実上、課税最低限以下の方でもその恩恵を受けることがあり得る。もちろん、より高い限界税率に直面している方には事実上の増税になるが、累進税率を上げ、限界税率を上げられることに比べれば、働く意欲が減退することがより小さくなり、まだダメージは小さいと思う。

特定扶養控除、19歳から22歳だが、控除見直しに合わせて大学生に対する給付型奨学金の拡充や、低所得者の世帯の学生の授業料減免をすることや、配偶者控除について政府税制調査会でまとめられた見直し案では、配偶者控除の見直しを通じて、夫婦で子供を育てていれば、幼児教育の無償化の財源になることも、1つの還元の仕方として考えられるのではないかと思う。

世代を超えて教育財源を確保するという方策はないのかということでは、公的年金等控除の見直しがあると思う。高所得の年金収入の方、例えば500万円以上の年金をもらっている方には、公的年金等控除の上限を頭打ちにする。年金収入だけで500万円ぐらい稼いでいる方は、ほぼ半分ぐらいは課税対象から外れており、まずは一旦控除を小さくして、課税対象に含めて、その上で幾らか税額を払っていただく形になる。そこで財源が確保できれば、これを教育財源として御理解をいただくべく、議論を進めていくこともあり得る。ただ、公的年金等控除を小さくすると、その財源をより低所得の高齢者に回すと言われるおそれもあるので、教育を世代を超えて支え合うというニュアンスは必要と思う。

最後に、老齢遺族年金があり、端的には65歳以上と言ったほうがいいが、今の老齢遺族年金の仕組みは夫がより多くもらっていたら、その分に対しての老齢遺族年金は非課税になってしまうということがある。同じ課税前の年金収入をもらいながらも、同じ高齢者でも所得税の額が違ってくることになり、不公平もあるので、こういうところを改めることを通じて、財源は確保できると思う。

(下村大臣)

○ 第3分科会は幅広い議論の中で、また、教育再生実行会議だけでなく、今国会も予算委員会等で貧困問題、格差問題の中で、この連鎖をさせないためには教育における投資が

必要というのは政党、党派問わず国会におけるコンセンサスになりつつあるので、国会議論にも資するような形で活発に議論していただきながら、マスコミも取り上げてもらうことによって、国民的な議論に広げ、政府全体で流れをつくっていければありがたいと思う。税の専門家の先生方もたくさんいらっしゃるし、メディア等を通じて発信をしていただくことも含めて、バックアップしていただければと思うので、よろしくお願い申し上げます。

(貝ノ瀬委員)

○ 北欧では、消費税など税率が相当高いが、市民は政府を信頼しており、税に対する抵抗感は少ないと聞く。我が国でも、もっと国民に政府に対する信頼感を持ってもらい、税を「取られる」という意識を変えていくことが必要ではないか。例えば、租税教育推進協議会の活動など、文科省の協力も得て、税に対する理解が深まるような取組が重要。

また、例えば、小規模住宅に対する税制など、現状では、細かく様々な税制優遇措置が広がっているが、そうしたものを社会や時代の変化にあわせて見直すことによって、税収を確保していくことも必要ではないか。

(佐藤教授)

○ 一般論として、所得税を含め課税ベースがかなり侵食されている事実がある。法人税も似たような問題がある。固定資産税については小規模住宅に対する優遇措置は負担が6分の1になったりする。課税ベースの穴をどうやってふさいでいくかという指摘はあっていいと思う。

税金を取って給付をすると言った途端に、ばらまきという議論が出てくるが、減税や控除もある意味がばらまきの部分がある。そういうばらまきの控除は時代の役割を終えているものもある。公的年金等控除も昔はよかったのかもしれないが、高齢者の方が増えて、支えるための財政ニーズが高まっているときに、今のままでいいかという議論はあるし、小規模住宅も昔は住宅をつくらなければいけなかった時代なので、必要だった。役割を終えた控除は縮減していく形で財源を確保していく。その財源の使い道として未来への投資、あるいは貧困の連鎖の防止という観点で教育に充てる形で提案すれば、国民からの理解は得られるのではないかと思う。

(松田委員)

○ 世代内と世代間の両方における所得の再分配を同時に進めていく必要があると改めて認識した。世代内の再分配に関しては、扶養控除の見直しはあり得ると思う。子供の年齢別の扶養控除見直しはされたが、特定扶養控除がまだ残っているので、ここの部分を高等教育費あるいはその現物に置きかえていくのが、格差是正にもつながると思った。

少子化に関して言うと、配偶者控除の見直しは慎重にという立場だが、実際にそれを利用している世帯は子供を育てている世帯であり、子育て世代の経済的負担を軽減する見直

しであれば必要と思う。

その上で、世代間の負担是正が必要という意識を更に強くしたが、所得税は若い世代の負担が多いものであり、シニア層から子育て世代への所得の移転が必要と思う。その上で土居委員から提案のあった公的年金等控除については賛成。

質問だが、所得税の範囲内で高齢者からもう少し御負担いただく措置はないだろうか。

佐藤先生の教育の公的役割の国民への訴求が必要であることについて、前回、御報告したが、実証的に公的役割をもっと訴えていくことが必要であることと、訴えるべきポイントが今までの議論の中で幾つか出てきたように思う。4点あり、1つは格差是正。2つ目は経済成長、豊かさ。3つ目は人口再生産。最後4つ目は社会統合がある。格差が広がる社会は社会統合が難しくなって社会が安定しない。こういうものをしっかり訴求していくことが、長い目で見て教育への理解を得ていくために必要と思う。

(土居委員)

○ 世代内の問題と世代間の問題で改めなければいけないところがある。高齢者のところで、年収500万円という数字は医療費で高齢者の窓口負担が現役並みの3割負担にしているラインと近いラインであり、対象となる者は高齢者の中の7～8%ぐらいしかいない。100万、200万あたりの年金収入の方のほうがマジョリティである。

経済学者が議論するとき、同じ収入なのに給与所得で得た収入と、年金収入で得た収入で、引かれる控除の額が違うのはおかしい、高齢者でも働いている方は給与収入を得ており、プラス年金収入がある方は、別々に控除が適用されるのはおかしいので、公的年金等控除と給与所得控除の違いをなくす方法を考えるという立論がある。それは論理的には理解できるが、そうすると、公的年金等控除縮減イコール低所得者への課税強化だと勘違いされるので、控除縮減は高所得者からだと申し上げた。

他に何かあるかということ、老齢遺族年金だと思う。高齢者の中でも同じ収入の単身高齢者のほうが、たくさん税金を払わなければいけない。医療保険、介護保険も同じ収入でも老齢遺族年金をもらっているから払わなくて、自分で稼いで払っている人は保険料も払わなければいけないという不満が高齢者の中にある。世代内の問題にフォーカスを当てて、そこから世代間での負担の分かち合いというのはあり得ると思う。

(北山委員)

○ 教育財源を拡充する方策としては、寄附税制の見直しも考えられる。例えば、個人のみならず法人も含めて、一定の教育機関に対する寄附について税額控除が認められれば、寄附がしやすくなる。寄附文化をもっと根付かせるためにも、寄附税制の見直しも検討する必要があると思う。

(佐藤教授)

○ 税金に頼らない財源としてあり得るのは、寄附金であり、寄附金を促すために、税としては例えば所得控除や税額控除という形で促進するのは1つのアイデアだと思う。例えばふるさと納税がそれであり、ふるさと納税的なものを少し増やしていく。あれは地方に対するものなので、例えばその地方の教育の再生や地方の大学、こういったところをターゲットにした形でやれば、地方創生とも絡められる。企業は特に高等教育や大学の研究機関に寄附するので、首都圏や都市圏の大学を対象にすれば、法人税で寄附の枠を広げるやり方もあり得る。

(北山委員)

○ 社内で教育財源の確保策について議論した中では、ふるさと納税のように、大学に寄附をした場合に、無料で好きな授業、コースを受講できる形にすれば、社会人の学び直しにもつながるのではないかといったアイデアもあった。

(土居委員)

○ ふるさと納税は他の寄附金と比べてより手厚く税額控除が行われているので、寄附が他の非営利団体や私立学校に行かないで、自治体に出してしまう可能性がある。是正する方法はいろいろあるが、寄附についてはふるさと納税並みに控除を手厚くする方法はあると思う。

(小林委員)

○ 教育の場合には直接教育費負担を軽減することで、所得再分配の直接の効果が出て、将来にわたって所得が増えることによって、個人にとって所得再分配になるし、社会全体は経済成長につながっていくという2つの効果がある。後半の間接的な効果は測定が難しいがやらなければいけない。

松田委員が言われた社会統合だが、教育によって犯罪や非行などを減少させる効果があること。それから、直接的な証明は難しいが、貧困によってテロが起きていることも盛んに言われており、そういうことについて効果があること。教育がそれらを是正していく効果があることを示していくことが、教育による社会統合の大きな意味と思う。

授業料の減免について、土居先生は直接減免されることを提案されていて、佐藤先生は控除で提案されている。一般に低所得層についてはもともと控除が薄いわけであり、直接給付のほうが望ましいと思うが、どのようにお考えか。

(佐藤教授)

○ 念頭に置いている控除の役割は経済政策として考えているので、社会人の再教育の形である。実際に所得を稼いでいる人が大学に行くときに、大学にかかる授業料を自分の所得から控除できるようにするという話である。給付としての授業料の直接的な減免は高校

教育や大学の学部であれば、社会政策の中でやれば、貧困の連鎖の解消になるので、そこは住み分けたほうが良いと思う。授業料の減免であれば税金を払っているかどうかではなく、親の所得の低い方をターゲットにすればいいし、所得税からの控除、授業料の控除は自助の促進である。

(小林委員)

○ 所得連動型は、オーストラリアもイギリスも源泉徴収であり、スウェーデンは導入していたが、源泉徴収できないので手間がかかり過ぎて廃止した。源泉徴収がキーなのだが、オーストラリアやイギリスで実際に設計した研究所や政府の方に会って話を聞くと、源泉徴収が困難であり、国税当局を説得するのが難しく、最終的には政治家の力とおっしゃった。税制の専門家として、源泉徴収が可能かどうか。

関連して、例えば配偶者が高所得層であっても、所得連動型だと本人の収入が低ければ猶予になるか、返済額が低くなってしまうので、世帯で捉えるべきという議論があるのだが、マイナンバー法でもそれは難しいという議論がある。世帯所得は捉えられるのかお伺いしたい。

(佐藤教授)

○ 技術的なこととしては、その人が過去にどれだけの奨学金をもらっていたかという情報がないといけませんが、それがマイナンバーで納税者情報として記録されるかどうかということ。源泉徴収は取るのは事業主、雇用者なので、雇用者がその情報を管理することになる。プライバシーにもかかわる可能性があるので、国税庁ではなくて事業主との関係で問題があるかもしれない。ただ、マイナンバーや情報管理さえちゃんとできれば、クリアできると思う。

世帯課税の話だが、日本の所得課税は個人単位が原理原則である。したがって、所得連動型という所得税と連動させることであれば、単位は個人にならざるを得ないと思うし、家族の形態も様々なので簡単ではない。

(土居委員)

○ 源泉徴収や年末調整ができる形で働いておられる方は、マイナンバーがつくと容易になると思うが、フリーランス、年末調整がなされない形の勤務体系で働いている方は確定申告しか方法はない。確定申告で国税を突き合わせて、マイナンバーで奨学金の返済があることになったときの計算が比較的容易に出せることになれば、調整と同じ事務手続で返済を求めることはできる。確定申告するときの書類の1つの欄に奨学金返済額が書かれることになれば、代理徴収を税務署がするという話になり、給付付税額控除は税務署が給付するのは嫌がるが、いざやるとなればシステムティックにできると思う。

(加戸委員)

○ 消費税について、今回10%までの目的は国会で議論されているので、次の15%のときの話と理解している。今のうちから言うておいて、次の15%のときは教育を忘れるなど強調する必要があると思っている。

相続税に触れられているが、何億円を超える財産を残される方は子孫のために、教育のために残すことを、特別相続税という形でとって、それを教育に回すシステムはどうか。

法人税について、企業が職員を採用するときに高等教育に国立も私学も金をつぎ込んでいるのだから、応益課税的に新規採用特別税という形で負荷することはどうか。

年金について、施設に入れてしまうと、必要経費として介護保険等の自己負担を除いたら年金が丸々残り、遺族が亡くなった後に相続争いを起こす。一定の超過年金分については税金で取ることを考えて、何か課税の方法等はあるか。未来の若い子供達のための金に切りかえることはどうだろうか。

所得税について、所得税は地方にとっては住民税だが、義務教育の多くの経費は地方の負担である。義務教育は国家的な必要性に応じて行われる事業なので、義務教育に関して本来は所得税、国が大部分を持つべきという、所得税と住民税の負担のあり方について、何かお考えがあれば聞かせていただきたい。

(佐藤教授)

○ 高等教育を受けた方が就職したときに応益的に企業に課税するという話だが、それをすると副作用としては雇用が増えないという問題がある。社会保険料も同様だが、雇用に係る税金は逆に雇用を阻害する面があるので、留意が必要と思う。企業の仕事は税金を納めることよりは雇用をつくること、新しい付加価値を生み出すことである。

公共政策として教育を捉えたときに2つの見方がある。地域にとどまらない、個人にもとどまらない、社会全体が享受する、社会全体が共有する利益と考えると、国家公共財的な位置づけとして教育を見るというのもある。他方、いい子が育つということ自体は地域にとっていいこともある。そこの主たる受益者は、御両親であり、その地域に住んでいる人達であることを考えれば、地域に根差した公共財という顔がある。前者の見方をすれば、財源は国全体で負うべきだし、後者の見方をすれば地域の中でシェアしたほうが良いという議論になる。学校教育をどう社会の中で位置づけるかに深くかかわってくるし、プラクティカルなことを言うと、カリキュラムをつくるのは国だが、教育の現場は創意工夫が地域でできることもある。国が財源を縛ってしまうと、やりたくても新しい財源がない、使い道がうるさいということになり、かえって地方の創意工夫を阻害しかねないので、自主財源、つまり税金という形で地域に上げる。これは地方の教育の改善に資するという面もある。組み合わせの問題になってくると思う。

相続税については、財産は基本的に1代限りと考えれば、所得の高い方、相続財産の大きい方に関しては、相続税は取るべきものは取る。説明の仕方としては、死んだ後は社会

に還元するという形で説明していくことになると思う。

(土居委員)

○ 国と地方の財源の問題は、国として責任を持つべきところは、国が国税を財源として出すべきだと思う。ただ、奨励的な補助金などもあるので、国として果たすべき責任のところに支出を集中特化して、かつ、全額ないしは半分出すぐらいの意気込みで国がきちんと出す。所得税制の見直しは、住民税制の見直しとも連動するものでもあり、国税、地方税を通じた個人所得課税を教育にまつわる国費、地方費の分担に連動する形で、控除の大きさも見直していくことで、国税でより多く控除の見直しを伴う収入が確保でき、かつ、国として出すことになる。地方として必要ということであれば、住民税で控除が縮減されることを通じて、住民税での財源が出て、地方から給付される形は考えられる。

10%を超えた消費税は、いずれ議論をしなければならない時期が来ると思うが、10%に上げるときに設けられることになっていた低所得者対策として、年金生活者支援給付金を低所得の年金生活者に給付することが盛り込まれた。これは高齢低所得者の話であって、若い低所得者に対して大々的な仕組みが設けられてはいないと思うので、若い低所得者対策を消費税率引き上げに伴ってどう工夫するか。年金の場合は現金を給付する行為を政府が行っているので、それに加算すれば済むが、子供を抱えている低所得者の方に、直接現金給付することはシステムティックにはやっていないので、授業料の減免や奨学給付金など、教育を通じた給付はかなり強力なルートとして考えられる。年金生活者支援給付金の仕組みの埋め込み方にならないながら、教育での給付を次なる税率アップのときに前もって制度を企画して、増税に合わせて低所得対策で提起していくのも1つだと思う。

(佐々木委員)

○ 日本はもっと寄附の仕組みを作ったり、寄附の文化作っていく必要があると思う。

日本人は震災のときでもそうだが、人に対して思いやりや優しさがあり、シェアする気持ちがある。

ご高齢の方に公的なお金が多く行っていることはやむを得ないし必要なことだが、一方で子供達の将来のためのより良い学びの機会を提供していくにはお金が必要であるという事実もある。このことをきちんとお伝えすれば、是非私の分を使ってくださいと言われるご高齢の方もいらっしゃるのではないかと思う。ご協力やご貢献いただいた方に表彰や御礼を伝える機会を創ればみんな幸せだと思う。

税金で取られたというより、お金を出したい時に出す方がいいし、うれしく感じるのではというのが実感である。

(鎌田主査)

○ 寄附金に関しては所得控除、税額控除は文科省の御尽力で条件が整備されてきている

と思うが、実績がなぜ上がらないのかは難しいところで、大学等に対する寄附等は促進していただきたい。寄附金についての税額控除や所得控除の制度が広く知られていない感じもあるので、大学も知識の普及には努めているが、文科省も願います。

(土居委員)

○ 現状はふるさと納税のほうが手厚くなっているのが、若干バイアスがあるという印象がある。

(鎌田主査)

○ 教育によって国、地方公共団体あるいは企業に一定の恩恵があるから公的な支援を、という形で説明がされると思うが、公的な便益は国立大学の卒業生も私立大学の卒業生も余り変わらないと思う。国立私立間格差が公財政支出では大きい。授業料の減免も、実績ベースで、国立大学生は25%が免除対象だが、私立大学は2%しかなく、その辺も私大側としては見直しをしていただきたい。

○ 鎌田主査より、次回も、委員からの意見発表等を行いたい旨の発言があった。